

# 大谷小学校PTA細則

## 第1章 役員

第1条 役員中書記2名、会計2名の内それぞれ1名は学校職員をもってこれにあてる。

## 第2章 会計監査委員

第2条 会計監査は互選により、会計監査委員長を選出する。

2 会計監査委員長は、会計監査委員を代表する。

## 第3章 総会

第3条 新役員及び会計監査委員の承認、並びに年間計画及び収支予算の審議決定、会計監査を経た収支決算報告の承認は、年度始めの定期総会で行う。

## 第4章 常置委員会

第4条 常置委員会として校外委員会を置く。

第5条 常置委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

第6条 常置委員会の委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 常置委員会の活動は次のとおりである。

### 2 校外委員会

大谷中学校区青少年健全育成連絡協議会への参画に関すること

子ども110番の家に関すること

通学路改善要望に関すること

第8条 校長、教頭は学校管理並びに教育上、常置委員会に出席して意見を述べるができる。

## 第5章 表彰及び慶弔

第9条 役員として勤め、功労ありと認めた場合は、退任の際、これを表彰することができる。

第10条 その他本部役員会が功労ありと認めた場合は、これを表彰することができる。

第11条 会員又は、この会に関係あるものの慶弔、その他の事柄に際して、慶弔の意を表すことができる。

本細則は、	昭和44年	4月	1日	施行	昭和52年	4月	28日	改正
	昭和58年	6月	19日	改正	平成元年	4月	21日	改正
	平成4年	4月	24日	改正	平成13年	10月	13日	改正
	平成15年	11月	28日	改正	平成17年	3月	11日	改正
	平成23年	2月	22日	改正	平成25年	6月	12日	改正
	平成30年	2月	26日	改正	平成31年	4月	16日	改正
	令和5年	4月	28日	改正	令和8年	4月	30日	改正